

高知県公立学校事務研究会香長支部 運営内規

平成23年6月27日
高知県公立学校事務研究会香長支部

高知県公立学校事務研究会香長支部の運営における軽易な事項について、高知県公立学校事務研究会香長支部運営規程（以下「運営規程」という。）第12条第2項に基づき、内規として必要な事項を定める。

（役員会）

第6条関係 支部長は、支部の運営に関する軽易な事項について協議するために、一部の役員を招集し、役員代表者会を開催することができる。

（支部長の職務）

第7条関係 支部長は、運営規程第7条に定めるもののほか、以下に掲げる職務を行う。

- ・香長支部研修会、役員会案内文書の確認、配信
- ・各部会案内文書の確認
- ・高知県学校事務研究会関係文書、伝達事項等の各ブロック長への配信・伝達
- ・県大会反省、アンケート、名簿確認等の書類（以下「集約書類」という。）の担当ブロック長への送信、集約後の確認、本部への提出
- ・各部会への出席（必要に応じて）

（ブロック長の職務）

第8条関係 ブロック長は、運営規程第8条に定めるもののほか、以下に掲げる職務を行う。なお、担当する職務によって、ブロック輪番制とするものがある。

- ・集約書類、伝達事項等のブロック内会員への配信・伝達〔担当全ブロック長〕
- ・副支部長（幹事代理）、香長支部研修会、役員会案内文書の作成〔担当1名〕
- ・各部担当者（各部会への出席）〔担当各1名〕

ブロック長は、当該年度当初に「副支部長」「総務財務部担当者」「調査研究部担当者」について担当を振り分けるものとする。ただし、ブロック長が2名の場合は、「副支部長」が「総務財務部担当者」を兼ねるものとする。

（総務財務部の職務）

第9条関係 総務財務部員のうち、会計係を3ブロックからそれぞれ1名選出する。

総務財務部長は、総務財務部会を開催することが決定したときは、総務財務部会案内文書を作成し、支部長の確認を経たうえで、部員に配信するものとする。

（調査研究部の職務）

第10条関係 調査研究部長は、調査研究部会を開催することが決定したときは、調査研究部会案内文書を作成し、支部長の確認を経たうえで、部員に配信するものとする。

附 則

この内規は平成20年2月21日から運用する。

附 則

この内規は平成21年4月 1日から運用する。

附 則

この内規は平成22年4月 1日から運用する。

附 則

この内規は平成23年4月 1日から運用する。

(参考)

ブロック輪番表

	H27	H28	H29	H30
支部長	嶺美 →	南国 →	香南 →	嶺美
総務財務部長	南国 →	香南 →	嶺美 →	南国
調査研究部長	香南 →	嶺美 →	南国 →	香南
集約書類担当者	嶺美 →	南国 →	香南 →	嶺美

関係文書、伝達事項配信方法

本部 → 支部長 → 各ブロック長 → 各ブロック会員

県大会反省、アンケート、名簿確認等の書類（集約書類）の下ろし、集約、提出

本部 → 支部長 → 集約書類担当者 → 各ブロック長 → 各ブロック会員

↓
本部 ← 支部長 ← 集約書類担当者 ← 各ブロック長
(確認) (集約) (ブロック集約)

香長支部研修会案内文書の作成、配信

調査研究部
(内容・時間の決定等)
↓ ↑ → 副支部長 → 支部長 → 各ブロック長
総務財務部 (作成) (確認) ↓
(会場・後援の依頼等) 各ブロック会員

役員会案内文書の作成、配信

支部長・副支部長 → 副支部長 → 支部長 → 役員
(内容・時間等の決定) (作成) (確認)

各部会案内文書の作成、配信

各部長 → 支部長 → 各部長 → 各部員
(内容・時間等の決定) (確認) (作成)

第6条関係内規における「役員代表者会」の基本構成

支部長1名、ブロック長3（ないし2）名、総務財務部長1名、調査研究部長1名
上記役員を基本構成とし、必要に応じて各部員等を招集する